

大阪市告示第1625号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和7年12月28日（日）	午前9時から 午前11時まで
南港中央庭球場	令和7年12月28日（日）から 令和8年1月4日（日）まで	午前9時から 午後5時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）